

智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼの内食堂運営事業者募集要項

1. 趣旨

智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼの（以下「施設」という。）における食堂運営事業者を公募するものです。

2. 募集期間 令和8年9月17日（木）から10月16日（金）まで

3. 施設の内容

食堂設置場所（別添平面図参照）

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875番地

智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼの

営業期間 令和9年1月4日（予定）～令和11年3月31日

厨房面積 41.11㎡≒42㎡

4. 行政財産の使用条件等

食堂設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

（1）使用許可期間

使用許可の期間は、許可書に記載する日から令和11年3月31日までとし、以後は受託者・委託者双方で協議を行い決定する。

また、次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可の取り消し、変更又は営業の停止をすることがある。

ア 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。

イ 使用条件に違反する行為があると認められるとき。

ウ 公募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

（2）設備の種類および取り扱い等

別紙「外来食堂機器リスト」のとおりとする。

（3）施設使用料

施設使用料として、売店・食堂それぞれについて、智頭町行政財産使用料条例の規定に基づき、一平米あたり 1,010円（消費税および地方消費税込）とする。

5. 応募の要件

次に掲げる要件を全て満たすこととします。

（1）鳥取県内に住所を有する者。

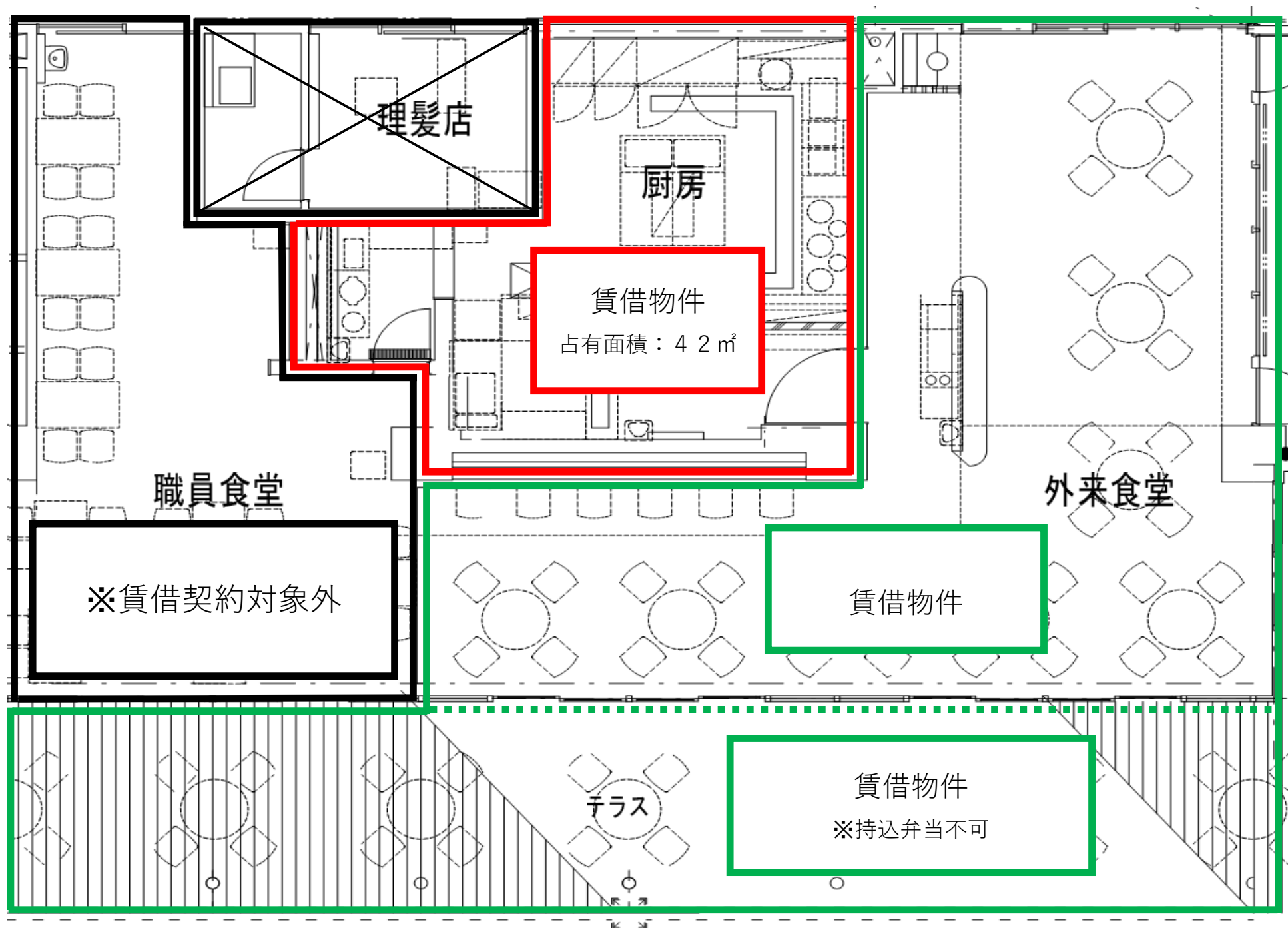
- (2) 食品衛生法等の関係法令等の規程に基づく許認可等を有する者であること又は事業者として、選定後自らその手続きを行うこと。
- (3) 食中毒等事故の場合、運営事業者の責任において即刻対応でき、かつ、相応の補償ができること。
- (4) 過去3年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令の行政処分を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6に規定する暴力団員または関係者ではないこと。
- (6) 国税、都道府県税、町税の滞納がないこと。

6. 応募方法 別紙参加申込書及び申込書記載の添付書類を募集期間内に提出すること。

7. 提出先 〒689-1402 八頭郡智頭町智頭 1875
国民健康保険智頭病院 事務部

8. 質問事項等は10月14日(水)までに下記のアドレスに件名を「智頭病院の食堂運営事業に関する質問(会社名)」にしてメールで行うこと。

メールアドレス: byouin@town.chizu.lg.jp



(別 紙)

外来食堂機器リスト

令和8年9月1日現在

名 称	個数
台下冷蔵庫	1
台下戸棚	1
掃除用具入	1
カムシェルビング	1
2槽シンク付ソイルド	1
クリーンテーブル	1
天吊戸棚	1
天吊戸棚	1
電気スープウォーマー	1
作業台	1
電気ゆで麺器	1
作業台付1槽シンク	1
フードウォーマー	1
IHクッキングヒーター	1
IHテーブル	1
コーナー作業台	1
IHフライヤー	1
炊飯器置台	1
I H炊飯器ジャー	1
炊飯ジャーカート	1
移動トレ置台	1
2槽シンク	1
台下戸棚	1
上棚	1
電子ジャー	1
電子ジャー	1
冷凍庫	1
冷凍庫	1
食器棚	1
包丁まな板殺菌庫	1
家庭用電子レンジ	1
1槽シンク	1
台下戸棚	1
作業台	1
作業台	1
1槽シンク	1
台下戸棚	1
パーテーション	1
テーブル大	5
テーブル小	2
イス	26